

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する  
法律案要綱

第一 公立高等学校に係る授業料の不徴収制度の廃止等

公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給の対象とすること。  
（第三条第一項関係）

第二 就学支援金の支給の制限

保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者については、就学支援金を支給しないものとする。

（第三条第二項第三号関係）

第三 届出及び支払の一時差止め

受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならぬものとし、正当な理由がなく当該届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができるものとする。

(第九条及び第十七条関係)

#### 第四 施行期日等

- 一 この法律は、平成二十六年四月一日から施行すること。  
(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。  
(附則第二条関係)
- 三 この法律の施行に伴い、関係法律の所要の整備を行うこと。  
(附則第三条から第六条まで関係)
- 四 その他所要の規定の改正を行うこと。